

ふくし てび 福祉の手引き

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ
身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者のために



れいわ ねん がつげんざい
令和6年4月現在

ふじいでらしけんこうふくしぶふくしそうむか
藤井寺市健康福祉部福祉総務課

ご不明な点がありましたら、福祉総務課、またはそれぞれの担当
窓口までお問い合わせください。

個人番号（マイナンバー）制度について

平成28年1月1日より、個人番号（マイナンバー）制度が始まりました。窓口において

一部の申請の際に、個人番号の記入が必要となりますので、次にあげる個人番号が確認

できる書類と、本人確認ができる書類をご持参ください。ご協力をお願いいたします。

個人番号が確認できる書類（次のうち1つで構いません。）

- ① 個人番号通知カード
- ② 個人番号カード
- ③ 個人番号入りの住民票

本人確認ができる書類

● 各種障害者手帳、個人番号カード、運転免許証、パスポートなど公的機関が発行した

顔写真付きの身分証明書（ただし、申請時点で有効なものに限ります）のうち1つ。

※ 顔写真付きの証明書がない場合は、年金手帳、健康保険証など、公的機関が発行

した証明書（ただし、申請時点で有効なものに限ります。）のうち2つ以上

※ 個人番号通知カードは本人確認書類にはなりません。

※ 申請者本人が窓口に来られない場合は、委任状が必要となる場合があります。詳しく

は、各申請窓口にお問い合わせください。

■ かくしゅてちやう しんせい 各種手帳の申請 ----- 1

■ てちやう かん かくしゅとどけで 手帳に関する各種届出 ----- 2

■ てあて ねんきん 手当や年金におけるサービス ----- 4

てあて ねんきん
【手当・年金】

○ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当 ○ じゅうどしょう しゃざいたくせいかつおうえんせいど 重度障がい者在宅生活応援制度

○ しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当

○ とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当 ○ じどうふようてあて 児童扶養手当

○ しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金 ○ しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

○ しょうがいてあてきん 障害手当金 ○ しょうがいしゃふ ようきょうさい 障害者扶養共済

■ ぜい 税 におけるサービス ----- 8

○ しよとくぜい じゅうみんぜい 所得税、住民税

○ じどうしゃぜい しゅべつわり かんきょうせいのうわり けいじどうしゃぜい しゅべつわり 自動車税(種別割、環境性能割)・軽自動車税(種別割、
かんきょうせいのうわり 環境性能割)

○ た ぜい げんめん その他の税の減免

・ そうぞくぜい 相続税 ・ ぞうよぜい 贈与税 ・ よちよきんとう りしひかぜいせいど 預貯金等の利子非課税制度

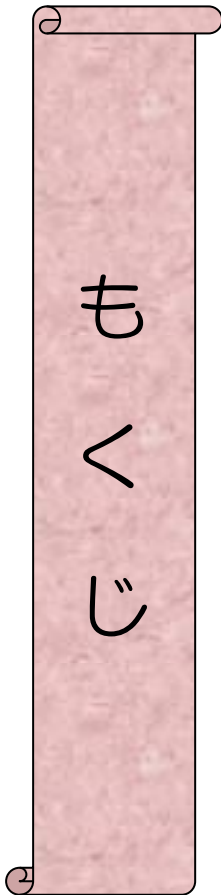
■ いりよう 医療 におけるサービス ----- 10

○ じゅうどしょうがいしゃいりようひじよせい 重度障害者医療費助成

○ こうきこうれいしゃいりようせいど 後期高齢者医療制度 ○ じりつしえんいりよう せいしんつういん 自立支援医療(精神通院)

○ じりつしえんいりよう こうせいりりよう いくせいりりよう 自立支援医療(更生医療・育成医療)

○ おおさかふとくていしっかんいりようひじよせい 大阪府特定疾患医療費助成



■ わりびき じよせい 割引や助成などのサービス…… 13

- ゆうりょうどうろ つうこうわりびき 有料道路の通行割引
- きほんりょうきんじよせい タクシー基本料金助成
- ほうそうじゆしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免
- こうつううんちん わりびき 交通運賃の割引
- けいたいでん わきほんしやうりょう わりびき 携帯電話基本使用料などの割引
- しりつしみん そうごうたいいくかんしやうりょう 市立市民総合体育館使用料、
しみん にゆうじやうりょう わりびき 市民プール入場料の割引
- た その他

■ しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援サービス…… 18

- しょうがいふくし 障害福祉サービス
- ほ そうぐきゆうふじぎょう 補装具給付事業
- にちじよせいかつようぐきゆうふじぎょう 日常生活用具給付事業
- いどうしえんじぎょう 移動支援事業
- にっちゆういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業
- ちいきかつどうしえん じぎょう 地域活動支援センター事業
- いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

■ しょうがいじつうしよしえんじぎょう 障害児通所支援事業…… 22

■ た その他サービス …… 23

- しょうがいじ しょうがいしゃ しえんじぎょう 障害児・障害者ふれあい支援事業
- じゆうたくかいぞうじよせい 住宅改造助成
- ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど 避難行動要支援者支援制度
- こえ こうほう てんじこうほう 声の広報・点字広報
- こえ としよ てんじとしよ たいめんろうどく 声の図書・点字図書・対面朗読
- きんきゆうつうほう Net119緊急通報システム
- ぼん メール110番
- ちゆうしゃきんしじよがいしていしやひやうしやう 駐車禁止除外指定車標章
- おおさかふしやう しやとうようちゆうしやくかくりやうしやうせいど 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

■ かくしゆそうだんさき 各種相談先 …… 28

■ かんけいきかん 関係機関リスト …… 29

かくしゅてちょう しんせい 各種手帳の申請

しんせいさき ふくし そうむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

しんたいしょうがいしゃてちょう しゅとく ○身体障害者手帳の取得

対象者 しかく ちょうかく へいこうきのう おんせい げんごきのうまた まきのう したい じょうし か し たい
視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体
かん のうげんせい うんどうきのうのしょうがい しんぞうきのう ぞうきのう こきゅうきのうのう また ちよくょうきのう
幹・脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、
しょうちようきのう めんえききのう かんぞうきのう えいぞく しょうがい
小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害があるかた

ひつよう 必要なもの

- ・ 申請書(市役所6番窓口^{ばんまどぐち}に備え付け)
- ・ 写真(タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽^{じょうはんしんだつぼう})
- ・ 個人番号が確認^{かくにん}できる書類^{しよるい}
- ・ 指定医の診断書^{しんたんしよ}
- ・ 本人確認^{ほんにんかくにん}ができる書類^{しよるい}

りょういくてちょう しゅとく ○療育手帳の取得

対象者 こども かにてい じりつそうだんしえん ちてき しょうがい ほんてい
子ども家庭センターまたは自立相談支援センターで知的な障害があると判定されたかた

ひつよう 必要なもの

- ・ 申請書(市役所6番窓口^{ばんまどぐち}に備え付け)
- ・ 写真(タテ4cm×ヨコ3cm上半身脱帽^{じょうはんしんだつぼう})
- ・ 個人番号が確認^{かくにん}できる書類^{しよるい}
- ・ 本人確認^{ほんにんかくにん}ができる書類^{しよるい}

せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しゅとく ○精神障害者保健福祉手帳の取得

対象者 とうごうしつちようしょう きぶんしょうがい ひていけいせいしんびよう ちゅうどくせいせいしんびよう きしつせいしんびよう ぱったつ
統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達
しょうがいおよ たいしょう
障害及びその他の精神疾患が対象です。知的障害のみで精神疾患がないかたについては、対象
ちてきしょうがい せいしんしょうがい りょうほうゆう ぱあい せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう りょういくてちょう
となりません。知的障害と精神障害を両方有する場合は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の
りょうほう しんせい かのう
両方を申請することが可能です。

ひつよう 必要なもの

- ・ 申請書(市役所6番窓口^{ばんまどぐち}に備え付け)
- ・ 写真(タテ4×ヨコ3cm上半身脱帽^{じょうはんしんだつぼう})
- ・ 医師の診断書(初診の日から6ヶ月以上経過した時点のもの) または障害
ねんきんしょうしよ
年金証書
- ・ 個人番号が確認^{かくにん}できる書類^{しよるい}
- ・ 本人確認^{ほんにんかくにん}ができる書類^{しよるい}

てちょう かん かくしゅとどけで 手帳に関する各種届出

しんせいさき ふくしそ うむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

身体障害者手帳をお持ちのかた

とどけでないよう 届出内容	ひつよう 必要なもの	
とうきゅうへんこう しょうがいていど へんこう 等級変更(障害程度の変更)	<input type="radio"/> てちょう 手帳 <input type="radio"/> こじんばんごう かくにん しょうい 個人番号が確認できる書類 <input type="radio"/> ほんにんかくにん しょうい 本人確認ができる書類	<input type="radio"/> しゃしん しゃしん 写真 診断書
さいこうふ ふんしつ はそん 再交付(紛失・破損)		<input type="radio"/> しゃしん 写真
きょじゅうち およ しめい へんこう 居住地及び氏名の変更		—
しょうがいめい ついか 障害名の追加		<input type="radio"/> しゃしん しゃしん 写真 診断書
へんかん しぼう 返還(死亡など)		—

療育手帳をお持ちのかた

とどけでないよう 届出内容	ひつよう 必要なもの	
こうしん じか いかんていねんげつ げつまえ 更新(次回判定年月の2か月前から)	<input type="radio"/> てちょう しゃしん 手帳 写真 <input type="radio"/> こじんばんごう かくにん しょうい 個人番号が確認できる書類 <input type="radio"/> ほんにんかくにん しょうい 本人確認ができる書類	
さいこうふ ふんしつ はそん 再交付(紛失・破損)	<input type="radio"/> てちょう しゃしん 手帳 写真 <input type="radio"/> ほんにんかくにん しょうい 本人確認ができる書類	
きょじゅうち およ しめい へんこう へんかん しぼう 居住地及び氏名の変更、返還(死亡など)	<input type="radio"/> てちょう ほんにんかくにん しょうい 手帳 本人確認ができる書類	

※18歳以上のかたは、更新時に生活状況の聞き取りを30分程度行いますので、事前に
来庁日時を予約してください。

〰〰〰 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう おもち 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた 〰〰〰

とどけでないよう 届出内容	ひつよう 必要なもの	
こうしん ゆうこうきげん げつまえ 更新(有効期限の3か月前から)	てちょう ○手帳 こじん ばんごう かくにん ○個人番号が確認できる しょうい 書類 ほんにんかくにん しょうい ○本人確認ができる書類	しゃしん ○写真
とうきゆうへんこう 等級変更		しんだんしょ しょうがい ○診断書または障害 ねんきんしょうしょ 年金証書
さいこうふ ふんしつ はそん 再交付(紛失・破損)		しゃしん ○写真
きょじゆうち およ しめい へんこう 居住地及び氏名の変更		—
へんかん しょうじょうかいふく しぼう 返還(症状回復・死亡)		—

※せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ゆうこうきげん げんそく ねんかん ゆうこうきげん き
精神障害者保健福祉手帳の有効期限は、原則として2年間です。有効期限が切れると、

てちょう こうりよく
手帳の効力がなくなりますので、てちょう ひつよう かた こうしんてつづ
手帳を必要とされる方は、更新手続きをおこなってくだ
さい。

てあて ねんきん 手当や年金におけるサービス

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

さいじょう かた
20歳以上の方

しんせいさき ふくし そうむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

【受給資格】 次のいずれかに該当するかた

- ① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の異なる障害が重複している方、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神障害(最重度の知的障害)が重複しているかた
- ② ①の身体障害又は精神障害と身体障害者手帳の障害級別のおおむね3級程度の障害、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障害もしくは精神の障害が重複しているかた
- ③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害等級別のおおむね1級又は2級程度の障害があり、かつ日常生活動作を行うのに著しい困難があるかた
- ④ 内部機能障害で身体障害者手帳の等級のおおむね1級程度の障害もしくは身体の機能の障害または長期に渡る安静を必要とする病状(慢性疾患などの内部疾患のある方も含む)があり、そのため絶対安静の状態であるかた
- ⑤ 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活での動作及び行動に著しい困難があるかた

※ただし、施設入所されている方、病院などに3ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象にはなりません。

じゅうどしょう しゃざいたくせいかつおうえんせいど
重度障がい者在宅生活応援制度

しんせいさき ふくし そうむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

【受給資格】

じゅうど ちてきしょうがい じゅうど しんたいしょうがい しょうがいしゃ じ かいごしゃ
重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害者(児)の介護者

- ① 療育手帳(A)と身体障害者手帳1級又は2級をあわせもつ在宅障害児者
- ② 府の相談所で①と同程度と判定された在宅障害児者

※ただし、特別障害者手当の対象者や本人が3ヶ月以上入院している場合、受給できません。

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

さいみまん かた
20歳未満の方

しんせいさき ふくしそむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

じゆきゆうし かく
【 受給資格 】

- ① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能障害があるかた。
- ② 身体機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする病状があり、その状態が①と同程度以上と認められるかたで、日常生活において常時介護を必要とするかた。
- ③ 最重度の知的障害のあるかたまたは精神の障害があるかたで、日常生活において常時介護を要する程度以上のかた。
- ④ 身体機能の障害もしくは病状、または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複するかたでその状態が①・②・③と同程度以上と認められるかた。

しきゆうせいげん
【 支給制限 】

- ① 受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上のかた。
- ② 肢体不自由児施設などの施設に入所しているかた。
- ③ 障害を支給事由とする年金給付を受けているかた。

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

しんせいさき いくせいか
申請先：こども育成課
かい ばんまどぐち
2階23番窓口

じゆ きゆう し かく
【 受給資格 】

じゆうどまた ちゆうど しょうがい さいみまん じどう かんご
重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護しているかた
※ただし、手当を受けようとするかた又は児童が日本に住所を有しない場合、
じどう じどう ふくししせつ にゆうしょ ばあい いっていしょとく こ こうてきねんきん
児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を超えるかた、公的年金
じゆきゆう じどう のぞ
などを受給している児童は除きます。

じどうふようてあて
児童扶養手当

しんせいさき いくせいか
申請先：こども育成課
かい ばんまどぐち
2階23番窓口

じゆきゆうし かく
【受給資格】

ひとり親家庭で、18歳未満の児童(または20歳未満で政令で定める程度の身体障害児)を監護している方。

ちち はは いっぽう いっていいじょう しょうがい しきゅうたいしやう ばあい
※父または母の一方が、一定以上の障害のあるときは支給対象になる場合があります。
こうてきねんきん じゆきゆう ばあい しきゅう たいしやうがい
※公的年金などを受給している場合は、支給の対象外となります。

○ ただし、しよとくせいげん じゆきゆうようけんなどの受給要件があります。申請に必要なものなど、詳しくは
いくせい か しやくしよ かい ばんまどぐち (市役所2階23番窓口)にお問い合わせください。

と あ さき
お問い合わせ先

いくせい か いくせいたんとう でんわばんごう
こども育成課 育成担当 電話番号 072-939-1161

しょうがいき そねんきん
障害基礎年金

といあわせさき ほけんねんきんか
問合先：保険年金課
かい ばんまどぐち
1階2番窓口

じゆきゆうし かく
【受給資格】

- ① 国民年金に加入している間に生じた病気やけがによって一定の障害を負ったかた。
- ② 被保険者の資格を喪失したあとで、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがで一定の障害を負ったかた
- ③ 20歳前に発生した障害を持つかたで、20歳に達した時

しょうがいこうせいねんきん
障害厚生年金

といあわせさき ねんきんじむしょ
問合先：年金事務所

じゆきゆうし かく
【受給資格】

こうせいねんきん かにゆう あいだ しよしん び びやうき いってい しょうがい お
厚生年金に加入している間に、初診日のある病気やけがにより、一定の障害を負ったかた。

しょうがいてあてきん
障害手当金

といあわせさき ねんきんじむしょ
問合せ先：年金事務所

じゆきゆうしかく
【受給資格】

こうせいねんきん かにゆうちゆう しょしんび びょうき しょしんび ねんいなき なお
厚生年金に加入中に、初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、
しょうがいこうせいねんきん う じょうたい いったい しょうがい じょうたい
障害厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障害の状態にあるかた

しきゆうようけん
【支給要件】

ほけんりょう のうふ
保険料の納付

くわ ほけんねんきんか ねんきんじむしょ と あ
詳しくは保険年金課または年金事務所にお問い合わせ
ください。

しょうがいしゃふようきょうさい
障害者扶養共済

しんせいさき ふくしそとうむか
申請先：福祉総務課
かい ほんまどぐち
1階6番窓口

ないよう
【内容】

しょうがいしゃ ほごしゃ ていがく かけきん のうふ ほごしゃ しぼう しんたい
障害者の保護者が一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡または身体に
いちじる しょうがい ゆう ばあい しょうがいしゃ じ ねんきん しきゆう
著しい障害を有することとなった場合、障害者(児)年金を支給します。

かにゆうしかく
【加入資格】

きゆう しんたいしょうがいしゃてちょう しょじ
①1～3級の身体障害者手帳を所持

りょういくてちょう しょじ
②療育手帳を所持

せいしん しんたい しょうがい どうていど しょうがい みと
③精神または身体に障害があり、①②と同程度の障害と認められるかた

じょうき ほごしゃ さいみまん とくべつ びょうき しょうがい な おおさかふない じゅうしょ
上記の保護者で65歳未満のかたで特別な病気や障害が無く、大阪府内に住所がある
かた

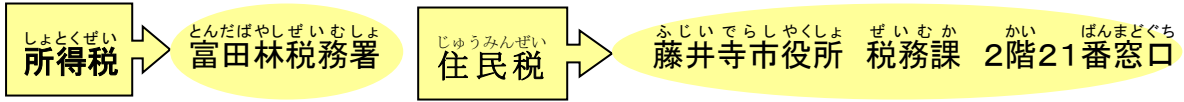
ねんれい かけきん こと
○ 年齢により掛金が異なります。

しょとく おう かけきん いちぶ めんじょ ばあい
○ また所得に応じて、掛金の一部が免除される場合があります。

ぜい 税におけるサービス

しよとくぜい じゅうみんぜい 所得税・住民税

しょうがいしゃこうじよ とくべつしょうがいしゃこうじよ くわ かき と あ
障害者控除と特別障害者控除などがあります。詳しくは下記にお問い合わせください。



とんだばやしぜいむしよ
【富田林税務署】 〒584-8501

とんだばやしわかまつちようにし 富田林市若松町西2-1697-1 だんわばんごう 電話番号 0721-24-3281

じどうしゃぜい しゅべつわり かんきようせいのうわり 自動車税(種別割、環境性能割)・

けいじどうしゃぜい しゅべつわり かんきようせいのうわり 軽自動車税(種別割、環境性能割)

いってい ようけん がいとう しょうがいしゃ ひと にちじようせいかつ いとな ふかけつ じどうしゃ
一定の要件に該当する障害者の人が日常生活を営むうえで不可欠な自動車
について減免されます。

てちよう とうきゆう てきひ くわ かき と あ
手帳の等級により適否がありますので詳しくは下記にお問い合わせください。

おおさかじどうしゃぜいじむしよいすみぶんしつ とうろく しゅとく じ じどうしゃぜい かんきようせいのうわり しゅべつわり
【大阪自動車税事務所和泉分室(登録(取得)時の自動車税(環境性能割・種別割)の
げんめんしんせい てつづきまどぐち
減免申請にかかる手続窓口】

〒594-0011 いすみしうえだいちよう
和泉市上代町

だんわばんごう 電話番号 0725-41-1327 FAX 0725-43-4541

おおさかふみなみかわちふぜいじむしよ じどうしゃぜい しゅべつわり げんめんしんせい てつづきまどぐち
【大阪府南河内府税事務所(自動車税(種別割)の減免申請にかかる手続窓口】

〒584-8531 とんだばやしことぶきまち
富田林市寿町2-6-1

だんわばんごう 電話番号 0721-25-1131 FAX 0721-25-1194

けいじどうしゃ かん ぜい げんめん 【軽自動車に関する税の減免】

ぜいむか ぜいせいたんとう かい ばんまどぐち と あ
税務課 税制担当(2階21番窓口)にお問い合わせください。

だんわばんごう 電話番号 072-939-1068 FAX 072-939-1134

その他の税の減免

相続税

法定相続人である身体障害者が、相続または遺贈により財産を取得した場合（税額から85歳までの1年につき10万円、特別障害者については20万円を控除）（平成27年4月現在）

贈与税

特別障害者が特別障害者扶養信託契約に基づいて受けている信託受益権のうち、一定の要件を満たす場合には、6,000万円までの部分が非課税になります。

【富田林税務署】 ☎584-8501

富田林市若松町西2-1697-1 電話番号 0721-24-3281

預貯金等の利子非課税制度

障害者の預貯金や国債などの利子などが非課税になります。詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。

いりょう 医療におけるサービス

じゅうどしょうがいしゃいりょうひじょせい
重度障害者医療費助成

といあわせさき ほけんねんきんか かい ばん
問 合 先 : 保険年金課 1階2番

【 内容 】

じゅうど しょうがいしゃ じ いりょうひ じ こふたんがく いちぶこうひ じょせい
重度の障害者(児)の医療費の自己負担額を一部公費で助成します。

【 対象者 】

- ・身体障害者手帳1・2級のかた
- ・身体障害者手帳所持者で、かつ療育手帳B1のかた
- ・療育手帳Aのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- ・指定難病(特定疾患)受給者証所持者で、障害年金または特別児童扶養手当1級に該当するかた

○ ただし、所得制限があります。申請に必要なものなど、詳しくは保険年金課(市役所1階2番窓口)にお問い合わせください。

こうきこうれいしゃいりょうせいど
後期高齢者医療制度

といあわせさき ほけんねんきんか かい ばんまどぐち
問 合 先 : 保険年金課 1階2番窓口

【 内容 】

65歳から74歳のかたで、一定の障害があるかたは、後期高齢者医療制度へ移行することができます。原則として医療費負担が1割になります。(ただし、現役並みに所得がある場合は、3割負担になります。)

【 対象者 】 65歳から75歳のかたで下記のいずれかの条件を満たすかた

- ・国民年金法などにおける障害年金1、2級に該当するかた
- ・身体障害者手帳1～3級及び4級の一部をお持ちのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちのかた
- ・療育手帳Aをお持ちのかた

とあわせさき
お問い合わせ先

ほけんねんきんか ふくしいりょうたんどう でんわばんごう
保険年金課 福祉医療担当 電話番号 072-939-1186

じりつえんいりょう せいしんつういん
自立支援医療(精神通院)

しんせいさき ふくしそむか かい ばん
申請先:福祉総務課 1階6番

ないよう
【内容】

していりょうきかん つういん せいしんしっかん ちりょう たい いりょうひ しきゅう
指定医療機関での通院による精神疾患の治療に対して、医療費の支給
が受けられます。制度の適用を受けると、自己負担金額は医療費の1
割になります。また、受診者の世帯の所得や疾病などに応じて、月額
自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上の場合は、
疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

たいしょうしゃ
【対象者】

せいしんしっかん ゆう けいぞく つういんちりょう ひつよう てちよう しょじ と
精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とするかた(手帳の所持は問
いません)

じりつえんいりょう こうせいりりょう いくせいりりょう
自立支援医療(更生医療・育成医療)

しんせいさき ふくしそむか かい ばん
申請先:福祉総務課 1階6番

ないよう
【内容】

していりりょうきかん しんたいじりょう しょうがい じょきよ けいげん しゅじゅつ ちりょう
指定医療機関で、身体上の障害を除去、軽減する手術などの治療によ
り、効果が期待できるものに対して医療費の支給が受けられます。制度
の適用を受けると、自己負担金額は医療費の1割になります。また、
受診者の世帯の所得や疾病などに応じて、月額自己負担上限額が定
められます。ただし、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度
の対象外になる場合があります。

たいしょうしゃ
【対象者】

- ① 18歳以上で身体障害者手帳をお持ちのかた
- ② 18歳未満で身体障害者手帳と同程度の障害をお持ちのかた(手帳の所持は問いません)

おおさかふ とくていりょうひじよせい
大阪府 特定医療費助成

しんせいさき ふじいでらほけんしよ
申請先：藤井寺保健所

【内容】

こうせいろうどうしょう してい していなんびょう しんだん かた ிரியৌひ じよせい
厚生労働省が指定する指定難病と診断された方への医療費の助成
をおこな
ています。この制度は、保険診療による治療費の自己負担の一部
を公費負担するものです。疾患によって、認定基準が設けられていますの
で、申請前に必ず主治医にご相談ください。

おおさかふ しょうにまんせいとくていしっぺいりょうひじよせい
大阪府 小児慢性特定疾病医療費助成

しんせいさき ふじいでらほけんしよ
申請先：藤井寺保健所

【内容】

じどうふくしほう もと こうせいろうどうしょう さだ しょうにまんせいとくていしっぺい
児童福祉法に基づき、厚生労働省が定める小児慢性特定疾病と
しんだん さいみまん じどう さいとうたつじてん にんていきじゆん がいとう ひ
診断された 18歳未満の児童(18歳到達時点で認定基準に該当し、引き
つづ ちりょう ひつよう みと さいみまん ிரಿಯৌひじよせい おこな
続き治療が必要と認められる 20歳未満の方)への医療費助成を行って
います。この制度は、保険診療による治療費の自己負担の一部を公費
負担するものです。疾患によって、認定基準が設けられていますので、
申請前に必ず主治医にご相談ください。

てつづ まどぐち ふじいでらほけんしよ かき と あ
※手続きの窓口は藤井寺保健所となりますので、下記までお問い合わせください。

と あ さき
お問い合わせ先

ふじいでらしほけんじよ でんわばんごう
藤井寺市保健所 電話番号 072-955-4181

わりびき じよせい 割引や助成などのサービス

ゆうりょうどうろ つうこうわりびき
有料道路の通行割引

しんせいさき ふくしそつむか
申請先：福祉総務課
1階6番窓口

【内容】

ぜんこく ゆうりょうどうろ じぎょうしゃ どういつてき じっし ゆうりょうどうろ しょうがいしゃ
全国の有料道路の事業者が、統一的に実施する有料道路における障害者
わりびきせいど にちじょうせいいかつ ゆうりょうどうろ りょう しょうがいしゃ たい
割引制度で、日常生活において有料道路をご利用される障害者のかたに対し
て、自立と社会活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引
そち こう しえん
措置を講ずることにより支援するものです。

しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ
身体障害者手帳 第1種
りょういくてちょう A
療育手帳

しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ
身体障害者手帳 第2種

ほんにん ほんにんいがい うんてん わりびき
本人または本人以外の運転による割引

ほんにん うんてん わりびき
本人の運転による割引

※タクシーや福祉有償運送を含む本人以外が
運転する場合は割引対象外です。

【申請に必要な書類】

ETCをご利用される場合

- ①身体障害者手帳・療育手帳
- ②登録する車の車検証(法人名義は不可)
- ③ETCカード(障害者本人名義のもの)
- ④ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- ⑤運転免許証(障害者本人が運転の場合)

ETCをご利用されない場合

- ①身体障害者手帳・療育手帳
- ②登録する車の車検証(法人名義は不可)
- ③運転免許証(障害者本人が運転の場合)

れいわ ねん がつ にち ゆうりょうどうろ しょうがいしゃわりびきせいど ないよう か じぜんとうろく
令和5年3月27日から有料道路の障害者割引制度の内容が変わりました。事前登録さ
れていない自動車(レンタカー、福祉有償運送、タクシー、親族や知人の車など)も割引
たいしょう じどうしゃ とうろく ひつす わりびきせいど とうろく ひつよう
対象です。自動車の登録は必須ではありませんが、割引制度の登録は必要です。ご
りようまえ ちゅういじこう かくにん
利用前に注意事項をご確認ください。

と あわ せき ねくす こにしにほんきやくさま でんわばんごう
お問い合わせ先 NEXCO西日本お客様センター 電話番号0120-924-8631



タクシー基本料金助成

申請先：福祉総務課
1階6番窓口

【内容】

在宅の重度障害者の方に申請月以降月1枚分のタクシー利用券(基本料金分)を交付します。

【対象者】

身体障害者手帳をお持ちのかた

1級または2級で下肢体幹・視覚・内部障害のかた

療育手帳をお持ちのかた

判定 A のかた

精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

1級のかた

難病に罹患しているかた

すべてのかた

※ただし、難病患者のかたは、医療機関への通院の場合のみ利用できます

【申請方法】

各種手帳、特定医療費(指定難病)受給者証などをご持参ください。
有効期間は3月31日です。毎年4月以降に申請してください。

NHK放送受信料の減免

申請先：福祉総務課 1階6番窓口

【対象者】

全額免除

各種障害者手帳の交付を受けたかたがいる世帯全員が、市民税非課税

半額免除

世帯主が視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合

【申請方法】

申請には手帳と印鑑が必要です。証明書を発行しますので、窓口でお渡しする封筒に入れて投函してください。

半額免除申請については、視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、マイナポータルの利用登録されている方は

WEB申請が可能です。

お問い合わせ先「NHK受信料の窓口」電話番号06-6937-9000



※生活保護受給者は、生活支援課(7番窓口)で申請を受け付けます。

こうつううんちん わりびき
交通運賃の割引

わりびき う てちよう ていじ ひつよう
割引を受けるには手帳の提示が必要です

【内容】

JR各社、私鉄各社、バス、タクシー、航空機、船舶などの各公共交通機関において、
身体障害者手帳または療育手帳所持者に対し、運賃の割引を行っております。

てつどううんちん わりびき
○鉄道運賃の割引

の 乗り方	わりびき 割引の対象者	わりびき 割引の内容	わりびき 割引率
障害者手帳所持者のみが乗車	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	片道100 K mを超える普通乗車券	わり 5割
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで)	・旅客鉄道会社運賃割引 第1種の身体障害者手帳 または療育手帳所持者と その介護者	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・急行券(特別急行券、座席指定券は除く) ・定期券(手帳所持者が12歳未満の場合は、介護者分のみ)	
	・12歳未満の身体障害者手帳または療育手帳所持者とその介護者	・定期券(介護者分のみ)	

りょうきん わりびき
○タクシー料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をタクシー乗車時に提示すれば、運賃が1割引きになりますので、運転手にお尋ねください。ただし、個人タクシーなど、一部のタクシー会社では割引を実施していませんので、ご注意ください。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、一部のタクシー会社で割引を受けることができます。

○バス運賃の割引

の 乗り方	わりびき 割引の対象者	わりびき 割引の内容	わりびき 割引率
しょうがいしゃ てちょうしょ 障害者手帳所持者のみが乗車	しんたいしょうがいしゃ てちょうしょ じしゃ ・身体障害者手帳所持者 りょういくてちょうしょ じしゃ ・療育手帳所持者	ふつうじょうしゃけん ・普通乗車券 かいすうじょうしゃけん いちぶたいしょうがい ・回数乗車券(一部対象外)	わり 5割
		ていきけん ・定期券	わり 3割
かいごしゃ 介護者とともに 乗車する場合 (介護者は1名ま で)	りょかくてつどうかいしゃうんちんわりびき ・旅客鉄道会社運賃割引 だい しゆ しんたいしょうがいしゃてちょう 第1種の身体障害者手帳 りょういくてちょうしょ じしゃ または療育手帳所持者と かいごしゃ その介護者	ふつうじょうしゃけん ・普通乗車券 かいすうじょうしゃけん いちぶたいしょうがい ・回数乗車券(一部対象外)	わり 5割
		ていきけん ・定期券	わり 3割
	さいみまん しんたいしょうがいしゃ ・12歳未満の身体障害者 てちょう りょういく てちょう 手帳または療育手帳 しよじしゃ かいごしゃ 所持者とその介護者	ていきけん かいごしゃぶん ・定期券(介護者分のみ)	わり 3割

※バス会社によっては、回数券が割引の対象外になる場合があったり、精神障害者保健福祉手帳所持者が割引の対象になる場合がありますので、乗車する際に、バス会社の係員にお尋ねください。

それぞれ、運行会社によって、割引率、割引方法が異なりますので、詳細は各交通機関にお問い合わせください。なお、割引の適用には、各種障害者手帳の提示が必要です。

携帯電話基本使用料などの割引

○手帳をお持ちの方が、携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料などが割引されます。詳しくは各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

しりつしみんそうごうたいいくかんしやうりやう しみん わりびき 市立市民総合体育館使用料・市民プールの割引

- しょうがいしゃ しみんそうごうたいいくかん りやう ばあい りやうりやう わりびき
障害者が市民総合体育館を利用する場合、利用料が割引されます。
- しみん にゆうじやうりやう わりびき てちやう ていじ ひつやう
市民プール入場料が割引されます。手帳の提示が必要となります。
- しょうがいしゃてちやう ていじ くわ しょうがいしゃてちやう あいでいー ていじ わりびき
障害者手帳の提示に加え、障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも割引
されます。

ふじいでらしりつしみんそうごうたいいくかん 【藤井寺市立市民総合体育館】

〒583-0008

ふじいでらしおおい
藤井寺市大井1-2-20

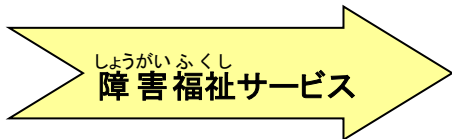
でんわばんごう
電話番号 072-939-1141 FAX 072-939-9996

そのた その他

- ☆ えいがかん えんげいじやう りやうきん わりびき おこな ばあい
映画館・演芸場の料金の割引が行われる場合があります。
くわ りやう かくえいがかん えんげいじやう と あ
詳しくは、利用される各映画館・演芸場にお問い合わせください。
- ☆ ふりつ しちやうそん しせつ しやうりやう げんめん ばあい
府立・市町村の施設の使用料などが減免される場合があります。
くわ じぜん かくしせつ と あ
詳しくは、事前に各施設にお問い合わせください。

しょうがいしゃじりつしえん 障害者自立支援サービス

しんせいさき ふくし そうむか
申請先：福祉総務課
かい ばんまどぐち
1階6番窓口

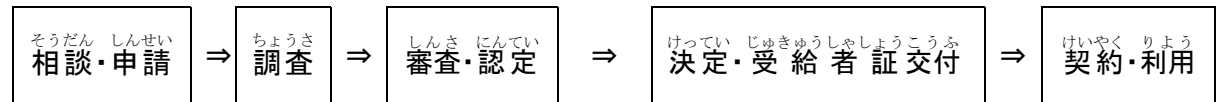


しょうがい ひと なんびょうかんじゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いたな
障害のある人や難病患者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよ
うに、きょたく しせつ しきゆう う
うに、居宅や施設におけるサービスの支給を受けることができます。

◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分が必要となります。

◇申請手続 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、医師の診断書、個人番号通知カードまたは個人番号カード、所得や収入が確認できるものが必要です（個人によって必要なものが異なりますので、個別にご相談ください）。

※介護保険対象者は、介護保険制度でのサービスが優先されます。



◇おもなサービス種類

かいごきゅうふ	※障害支援区分の認定を必要とします(障害児を除く)
きょたくかいご 居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	重度の肢体不自由のかた、または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があるかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
どうこうえんご 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有するかたが外出する際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護
こうどうえんご 行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要なかたが対象の行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援
たんきにゅうしょ 短期入所	介護者が病気の場合などに利用できる、短期の入所による介護

介護給付 ※障害支援区分の認定を必要とします(障害児を除く)	
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができる日常生活上の支援。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などの支援
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される日常生活上の支援

訓練等給付 ※障害支援区分の認定を必要としません	
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。
就労移行支援	一般就労が見込まれる65歳未満の方に対しての、就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。
就労継続支援	通常の事業者には雇用されることが困難な対象とする継続的な就労支援が受けられます。
就労定着支援	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用して一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅などへの訪問など必要な連絡調整や指導助言が一定期間受けられます。
自立生活援助	施設や病院から地域での一人暮らしを希望する知的障害や精神障害のある方に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応などで、必要な助言や関係機関との連絡調整、環境整備に必要な援助が受けられます。
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他日常生活の援助、主に夜間に提供されるものをいいます。※なお、介護サービスを利用する場合は、障害支援区分の認定が必要です。

地域相談支援 ※障害支援区分の認定を必要としません	
地域移行支援	施設に入所または精神科病院に入院している障害者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などを行います。

計画相談支援

※障害支援区分の認定を必要としません

障害のあるかたの自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、支給決定前または支給決定の変更前に、ご本人やご家族の希望や状況などを確認しながら、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後または支給決定の変更後に、サービス事業者などとの連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。

また、ご本人が継続して障害福祉サービスなどを適切に利用できるように、ご本人、ご家族、サービス事業所などとの連絡を継続的に行い、サービスなどの利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し(モニタリング)を行います。

補装具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために必要な補装具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また給付できる補装具の種類と金額が決まっています。購入前の申請が必要です。

日常生活用具給付事業

障害児者や難病患者が、在宅で生活するために日常的に必要な介護用具を給付します。所得に応じて自己負担があり、また、給付できる用具の種類と金額が決まっています。購入前の申請が必要です。

移動支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、独力での移動が困難な方を対象に、外出時にヘルパーを派遣する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

日中一時支援事業

障害者手帳をお持ちのかたで、日中に介助者がおられない場合、施設において日帰りのショートステイを提供する事業です。所得に応じて、自己負担があり、利用方法や対象者などの要件が決まっています。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、相談支援、入浴、創作的活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供しています。

意思疎通支援事業

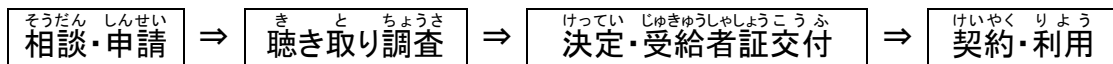
手話通訳や要約筆記(筆談)が必要なかたを対象に、手話通訳者などを派遣します。必要なかたは、1週間前までに申請してください。なお、派遣できる要件などがあります。

しょうがいじつうしょし えんじぎょう 障害児通所支援事業

しょうがい じどう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しせつ
障害のある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設など
におけるサービスの支給を受けることができます。

◇費用 サービス利用にかかる利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められて
います。またサービスの種類によっては、食費や光熱水費などの実費分
が必要となります。

◇申請手続 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・医師の
診断書・個人番号通知カードまたは個人番号カード・所得や収入が確認で
きるものがが必要です。



◇サービス種類

しょうがいじつうしょしきゆうふ 障害児通所給付	
じどうはつたつしえん 児童発達支援	みしゆうがく しょうがいじ たい にちじょうせいかつ きほんてき どうさ 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の 指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な 支援を行います。
ほうかごとう 放課後等デイサービス	がくれいき しょうがいじ たい せいかつのでりよく こうじょう ひつよう くんれん 学齢期の障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
きまたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	がいしゆつ いちじる こんなん じゆうど しょうがいじ たい きまたく にちじょうせいかつ 外出が著しく困難な重度の障害児に対して、居宅で日常生活にお ける基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
ほいくしやうほうもんしえん 保育所等訪問支援	しょうがいじがい じどう しゆうだん せいかつ てきおう せんもんてき 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な 支援、その他必要な支援を行います。

しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	
しょうがい じどう しょうがいじつうしょしえん きゆうふけつていまえ きゆうふけつてい へんこうまえ けいかくそうだんしえん 障害のある児童が障害児通所支援の給付決定前または給付決定の変更前に、計画相談支援 (18 ページ)と同様に支援を行い、連絡調整などを行います。 また、給付決定後についても、計画相談支援(20 ページ)と同様に支援を行います。	

と あ さき お問い合わせ先

ふくし そうむか しょうがいしゃふくしたんとう かい ばんまどぐち 福祉総務課 障害者福祉担当(1階6番窓口)	でんわばんごう 電話番号 072-939-1106
こそだ しえんか こ かにてい かい ばんまどぐち 子育て支援課 子ども家庭センター(2階24番窓口)	でんわばんごう 電話番号 072-939-1162
けんこう いりょうれんけいか ぼ し ほけんたんとう かい ばんまどぐち 健康・医療連携課 母子保健担当(2階25番窓口)	でんわばんごう 電話番号 072-939-1112

た その他のサービス

しょうがいじ しょうがいしゃ しえんじぎょう
障害児・障害者ふれあい支援事業

しんせいさき しえん
申請先：ふれあい支援センター

【内容】

しょうがいじ しょうがいしゃ そうさくかつどう うんどう よ かつどう しえん おこな
障害児・障害者のかたに創作活動、運動、レクリエーションなどの余暇活動の支援を行
うとともに、しょうがいじおよ しょうがいしゃなら かぞく たい りょういくしえん そうだんしえん
障害児及び障害者並びに家族に対する療育支援、相談支援をおこなっています。

【対象者】

- ① ほんし きよじゆう ほんし じゅうみんきほんだいちよう とうろく
本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されているかた
- ② しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた(または、それ
に準ずるかた)

【実施場所】

しえん まいしゅうもくようび ねんまつねんしのぞく
ふれあい支援センター 10:00～20:00 (毎週木曜日、年末年始除く)
ふじいでらしきたおか しみんそうごうかいかんべつかん
藤井寺市北岡1-2-8 市民総合会館別館3階
じゅうたくほうじん しゃかいふくしほうじん きょうふくしかい
受託法人：社会福祉法人 しゅらの郷福祉会
でんわばんごう
電話番号：072-937-5255 FAX：072-937-5265

じゅうたくかいぞうじよせい
住宅改造助成

しんせいさき ふくしそうむか かい ばんまどぐち
申請先：福祉総務課 1階6番窓口

【内容】

しょうがいしゃ じりつ せいかつ かくほ かんてん じゅうたくかいぞう おこな ば あい
障害者のかたが自立した生活を確保する観点から、住宅改造を行う場合に、30
まんえん けいひ いちぶ じよせい せいど
万円までの経費の一部を助成する制度

【対象者】

- ① したいふじゆう てちょうとうきゆう きゆうおよ きゆう か し たいかん きゆう ふく
肢体不自由での手帳等級が1級及び2級のかた(下肢・体幹は3級を含む)
- ② しりよくしょうがい きゆう ないぶしょうがい きゆうおよ きゆう ようけん
視力障害1級、内部障害1級及び2級のかた(要件あり)
- ③ さいじゅうどち てきしょうがいしゃ
最重度知的障害者のかた
- ④ せいけいちゅうしんしゃ ぜんねんぶんしよとくぜいがく ごうけい えん い か
生計中心者の前年分所得税額の合計が70,000円以下であること

こうじないよう じよせいたいしょうがい ば あい ちやっこうまえ しんせい ひつよう
※ 工事内容によっては助成対象外となる場合もあります。着工前に申請が必要です。

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど
避難行動要支援者支援制度

【内容】

さいがいじ じりき ひなん こんなん おも ざいたくせいかつ じょうほう
 災害時に自力での避難が困難と思われる、在宅生活のかたの情報を、
 ほんにん どうい え ちくじちかい しょうほう ていきょう
 本人の同意を得て、地区自治会、消防に提供します。

【対象者】

ようかいごど 3～5 しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん
 要介護度3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健
 ふくしてちょう きゅう
 福祉手帳1級のいずれかにあてはまるかた

※ 確実な避難支援を約束するものではありません。

お問い合わせ先

き きかんりつ かい ほんまどぐち
 危機管理室(4階48番窓口)
 きょうどうじんけん か かい ほんまどぐち
 協働人権課(1階4番窓口)
 ふくし そうむか かい ほんまどぐち
 福祉総務課(1階6番窓口)
 こうれいかいごか かい ほんまどぐち
 高齢介護課(1階3番窓口)

でんわばんごう 072-939-1190
 でんわばんごう 072-939-1331
 でんわばんごう 072-939-1106
 でんわばんごう 072-939-1169

め ぶじゅう
 目の不自由なかたのために…

こえ こうほう てんじこうほう
声の広報・点字広報

といあわせさき ひしよか かい ほんまどぐち
 問合せ先：秘書課 5階54番窓口

【内容】

こうほう おんやく こえ こうほう きぼうしゃ ゆうそう
 「広報ふじいでら」を音訳した「声の広報」は、希望者に郵送しています。
 てんやく てんじこうほう しないうきようしせつ せっち
 点訳した「点字広報」は、市内公共施設に設置しています。

こえ としよ てんじとしよ たいめんろうどく
声の図書・点字図書・対面朗読

といあわせさき としよかん
 問合せ先：図書館

【内容】

ろくおんとしよ ゆうそうかしだし てんじとしよ かしだし
 録音図書の郵送貸出・点字図書の貸出、
 きぼう ほん ろうどく じぜん ようやく
 ご希望の本を朗読(事前に要予約)しています。

ふじいでらしりつとしよかん
藤井寺市立図書館
 〒583-0007
 ふじいでらしはやし
 藤井寺市 林 1-2-2
 TEL 072-938-2197

ねっといちいきゅうきんきゅうつうほう
Net119 緊急通報システム

【内容】

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、通報用Web
サイトを利用し、円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

お問い合わせ先

柏羽藤消防署 消防係
電話番号 072-958-9937 FAX 072-958-9901

下記アドレスに空メールを送信することで登録することができます。

entry osakamimami@entry01.web119.info



メール110番

【内容】

事件や事故、緊急事態発生時において、聴覚や言語に障害のある方が
メールを利用して緊急通報することができます。

お問い合わせ先

大阪府警110番通報メールアドレス
m110@police.pref.osaka.jp

※メール110番を利用する際は、送信時に用件及び発信者の住所（現在の居場所）、
氏名を明記して送信してください。



iPhone 用新アプリ
(ios13 以降)



iPhone 用旧アプリ
(ios12 以前)



Android 用新アプリ
(Android8.0 以降)



Android 用旧アプリ
(Android7.1.2 以前)



フューチャーフォン用アプリ

ちゅうしゃきんじょがいしていしゃひょうしょう
駐車禁止除外指定車標章

といあわせさき はびきのけいさつしょ
問合せ先：羽曳野警察署

ないよう
【内容】

たいしょうしゃほんにん たい ちゅうしゃきよか かか ぼしよ かぎ ちゅうしゃきんし じょがい せいど
 対象者本人に対し、駐車許可に係る場所に限り駐車禁止が除外される制度

たいしょうしゃ
【対象者】

しょうがい くぶん 障害の区分		しょうがい きゅう べつ 障害の級別	
しんたいしょうがい 身体障害者手帳	しかくしょうがい 視覚障害	1～4級の1	
	ちょうかくしょうがい 聴覚障害	2～3級	
	へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害	3級	
	じょうしふじゆう 上肢不自由	1～2級の2	
	かしたふじゆう 下肢不自由	1～4級	
	たいかんふじゆう 体幹不自由	1～3級	
	にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん 乳幼児期以前の非進行性の脳病変	じょうしきのう 上肢機能	1級・2級（一上肢のみを除く）
	うんどうきのうしょうがい による運動機能障害	いどうきのう 移動機能	1～4級
	しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害	きゅうおよ 3級 1級及び3級	
	ぞうきのうしょうがい じん臓機能障害	きゅうおよ 3級 1級及び3級	
	こきゅうききのうしょうがい 呼吸器機能障害	きゅうおよ 3級 1級及び3級	
	また ちよくちょう きのうしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害	きゅうおよ 3級 1級及び3級	
	しょうちやうきのうしょうがい 小腸機能障害	きゅうおよ 3級 1級及び3級	
	めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	きゅう 1～3級	
かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害	きゅう 1～3級		
りやう いく て ちやう 療育手帳	じゅうど 重度(A)		
せい しん しょうがい しゃ ほ けん ふく し て ちやう 精神障害者保健福祉手帳	きゅう 1級		
しき そ せい かん び しょう かん じゃ 色素性乾皮症患者	どうきゅうしてい 等級指定なし		
せん しょう びやう しゃ 戦傷病患者			

※ 申請には必ず本人も同行してください。

※ 申請に必要な書類などは、下記までお問い合わせください。

- 詳しくは羽曳野警察署交通課
- もしくは大阪府警察本部駐車対策課
- までお問い合わせください。

はびきのけいさつしょ
羽曳野警察署
 〒583-0857
 はびきのしこんだ
 羽曳野市誉田4-2-1
 TEL 072-952-1234

おおさかふしやう しゃとうようちゆうしゃくかくりようしやうせいど
大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

といあわせさき おおさかふ
問合せ先：大阪府

【内容】

移動に配慮を要する障がい者について、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画などを利用することができる利用証を大阪府が発行する制度

【対象者】

区分	交付要件	必要書類	有効期間		
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	身体障がい者手帳	5年間	
	聴覚障がい	3級以上			
	平衡機能障がい	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓機能障がい	4級以上			
	じん臓機能障がい	4級以上			
	呼吸器機能障がい	4級以上			
	ぼうこう又は直腸機能障がい	4級以上			
	小腸機能障がい	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上				
肝臓機能障がい	4級以上				
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の者	療育手帳	5年間		
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」であること	精神障がい者保健福祉手帳	5年間		
難病患者	障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者(特定医療費(指定難病)受給者等)	下記のいずれかの書類 ・特定医療費(指定難病)受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書	5年間		
高齢者	要介護状態区分が「要介護1~5」の者	介護保険被保険者証	5年間		
妊産婦	妊娠7箇月~産後3箇月	母子健康手帳及び身分証明書	妊娠7箇月~産後3箇月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書	車いす、杖等の使用期間(1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者	医師の診断書・意見書等及び身分証明書	必要と認める期間(原則1年以内)		

○ 詳しくは大阪府福祉部障がい福祉室
 障がい福祉企画課までお問い合わせください。

大阪府福祉部障がい福祉室
 障がい福祉企画課 権利擁護グループ
 〒540-8570
 大阪府中央区大手前2丁目
 TEL 06-6944-2362
 FAX 06-6942-7215

かくしゅ そうだん さき 各種相談先

ない よう 内 容	お 問 合 せ 先 とい あわ さき	でん わ ばんごう 電話番号など
<p>しんたいしょうがい ちてきしょうがい 身体障害、知的障害、 せいしんしょうがい しょうがいじ なん 精神障害、障害児、難 びょう そうだん おう 病についての相談に応 じ、障害福祉サービスなど の提供を行うなど、さ まざまな生活の相談に応じ ます。 (相談支援事業)</p>	<p>そうだんしえん 相談支援センター ぴんぽん げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00</p>	<p>072-952-7002 FAX:072-959-4135</p>
	<p>しょうがいしゃちいきせいかつしえん 障害者地域生活支援センター わつと げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 10:00～17:00</p>	<p>072-930-0733 FAX:072-930-0733</p>
	<p>ちいきしえん 地域支援センター ばんびーの げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00</p>	<p>072-950-1530 FAX:072-950-1531</p>
<p>しょうがいじ はつたつしょうがいじ 障害児や発達障害児につ いての相談に応じます。 (療育等支援事業)</p>	<p>ちいきしえん 地域支援センター ばんびーの げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00</p>	<p>072-950-1530 FAX:072-950-1531</p>
<p>しょうがい とうじしゃ 障害の当事者またはその かぞくのかたが、障害につ いての相談に応じます。 (障害者相談員)</p>	<p>おかもと しょうじ ちょうかくしょうがい 岡本 昇治 (聴覚障害)</p>	<p>FAX:072-938-7059</p>
	<p>にしお ちよこ ちてきしょうがい 西尾 千代子 (知的障害)</p>	<p>072-938-1789</p>
	<p>やすい ようこ ちてきしょうがい 安井 陽子 (知的障害)</p>	<p>072-955-9263</p>
<p>しょうがい しゅうろう 障害のあるかたの就労に 関する相談に応じます。</p>	<p>みなみかわちきたしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 南河内北障害者就業・生活支援 センター (支援センター はる) げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:30</p>	<p>072-957-7021 072-957-1607 FAX:072-957-1604</p>
	<p>ふじいでら ハローワーク藤井寺 げつ きんようび しゅくじつ のぞ 月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15</p>	<p>072-955-2570</p>
	<p>ふじいでらししゅうこうろうどうかしゅうろうしえんしつ 藤井寺市商工労働課就労支援室</p>	<p>072-939-1337</p>

かんけいきかん
関係機関リスト

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号	F A X
ふじいでらししゃかいふくしきょうぎかい 藤井寺市社会福祉協議会 (福祉会館内)	072-938-8220	072-938-8221
ふじいでらほけんしょ 藤井寺保健所	072-955-4181	072-939-6479
おおさかふしょう しゃじりつそうだんしえん 大阪府障がい者自立相談支援センター		
ちいきしえんか 地域支援課	06-6692-5261	06-6692-3981
しんたいしょう しゃしえんか 身体障がい者支援課	06-6692-5262	or
ちてきしょう しゃしえんか 知的障がい者支援課	06-6692-5263	06-6692-5340
とんだばやしこ かに 富田林子ども家庭センター (みなみかわちふみん ない 南河内府民センタービル内)	0721-25-1131	0721-25-1173
ふじいでら ハローワーク藤井寺	072-955-2570	072-955-3770
おおさかしやうがいしゃしよくぎやう 大阪障害者職業センター	06-6261-7005	06-6261-7066
みなみかわちふぜいじむしょ 南河内府税事務所 (みなみかわちふみん ない 南河内府民センタービル内)	0721-25-1131	0721-25-1194
てんのうじねんきんじむしょ 天王寺年金事務所	06-6772-7531	06-6772-3338
おおさかじどうしゃぜいじむしょいづみぶんしつ 大阪自動車税事務所和泉分室	0725-41-1327	0725-43-4541
とんだばやしぜいむしょ 富田林税務署	0721-24-3281	0721-24-3120
おおさかしやうがいしゃじりつしえんきやうかい 大阪障害者自立支援協会	06-6775-9115	06-6775-9116
しみんそうごうたいいくかん 市民総合体育館	072-939-1141	072-939-9996
としよかん 図書館	072-938-2197	072-938-1274
藤井寺市シルバー人材センター	072-954-6005	072-954-7077
しょうがいがくしゅう 生涯学習センター (アイセルシュラホール)	072-952-7800	072-952-7806
おおさかふしょう しゃ きやうかい 大阪府障がい者スポーツ協会 おおさか ふりつしょう しゃこうりゅうそくしん 大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪内)	072-296-6311	072-296-6313
おおさかふ 大阪府ITステーション ゆうひがおかこうとうしよくぎやうぎじゅつせんもんこうない (夕陽丘高等職業技術専門校内)	06-6776-1222	06-6776-1281

ふくし てびき れいわ ねんどぼん しょはん
福祉の手引き (令和6年度版) 初版

しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ
身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者的ために

れいわ ねん がつはっこう
令和6年4月発行

はっこう ふじいでらしけんこうふくしふくしそむか
発行：藤井寺市健康福祉部福祉総務課

じゅうしょ おおさかふふじいでらしおか
住所：〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1-1-1

でんわ
電話：072-939-1106

FAX：072-939-0399